

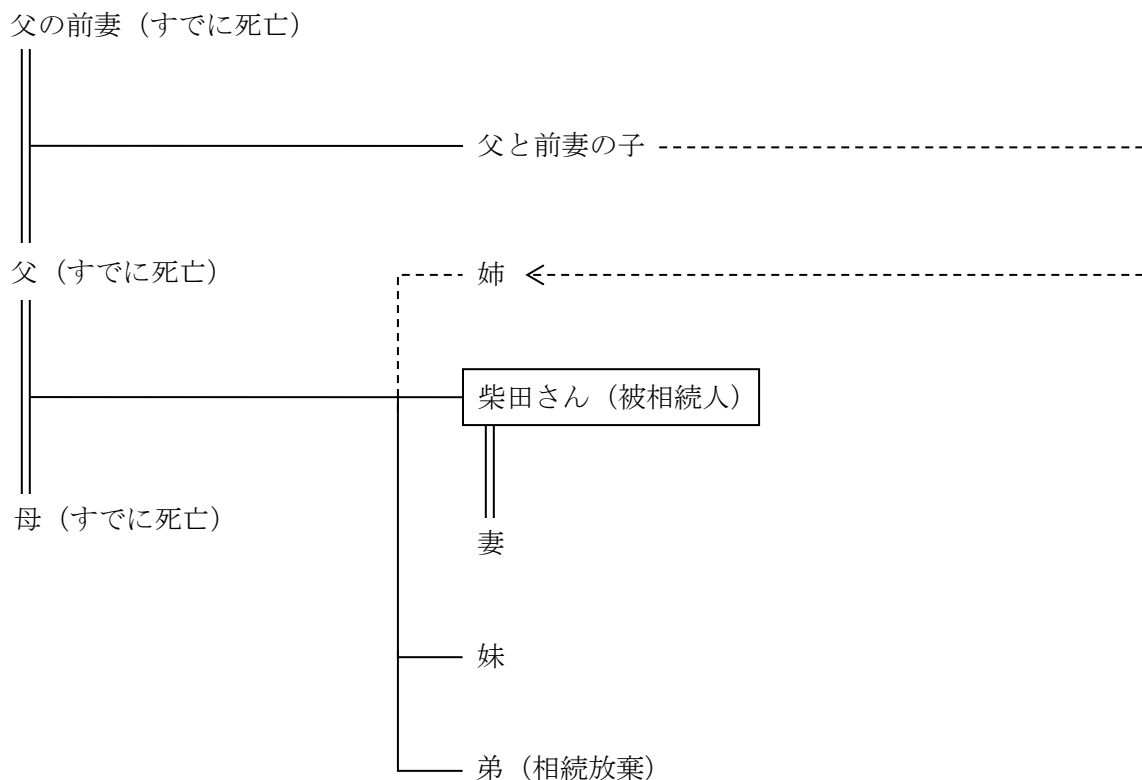
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

柴田将太さん（以下「柴田さん」という）は、2023年4月20日に東京都内の病院で死亡した。柴田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、柴田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、柴田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 母は、1960年4月に姉（父と前妻の子）を普通養子としている。
- ・ 弟は、柴田さんの相続について、相続の放棄をしている。

(問題 1)

(設問A) 柴田さんの相続に係る姉の民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。

1. 0
2. 1/8
3. 1/12
4. 1/20

(問題2)

(設問B) 柴田さんの公正証書遺言書により、各相続人等が以下のとおり財産を取得した場合、妻が他の相続人等に対して金銭の支払いを請求することができる遺留分侵害額に相当する金額として、正しいものはどれか。なお、柴田さんの財産は、当該公正証書遺言書に記載されている財産以外にはないものとする。

[相続人等が取得した財産]

取得者	相続開始時の時価	備考
妻	150,000千円	妻は債務30,000千円も承継し、債務を控除した後の取得財産の価額（相続開始時の時価）は120,000千円である。
姉	135,000千円	—
妹	145,000千円	—
合計	430,000千円	—

1. 11,250千円
2. 30,000千円
3. 65,000千円
4. 80,000千円

(問題3)

(設問C) 柴田さんは生前、妹および弟に対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は妹および弟の特別受益となるものである。柴田さんの相続財産の価額が400,000千円である場合、特別受益を考慮した妻の民法上の相続分（具体的相続分）の金額として、正しいものはどれか。

受贈者	贈与財産	贈与時の価額	相続開始時の価額
妹	上場株式	10,000千円	8,000千円
弟	現金	5,000千円	5,000千円

1. 306,000千円
2. 307,500千円
3. 309,750千円
4. 311,250千円

(問題4)

(設問D) 特別の寄与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の事業に関して財産上の給付をしたことにより、被相続人の財産の維持または増加について寄与をした者は、特別寄与者として相続人に対し、特別寄与料の支払いを請求することができる。
2. 相続の放棄をした者および相続人の欠格事由に該当する者または廃除によって相続権を失った者は、特別寄与者として相続人に対し、特別寄与料の支払いを請求することができない。
3. 特別寄与料の支払いについて当事者間で協議が調わない場合、特別寄与者は、相続の開始および相続人を知った時から6ヵ月以内または相続開始の時から1年以内であれば、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。
4. 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

(問題5)

(設問E) 相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続人が成年被後見人である場合、相続の放棄をすることができる熟慮期間は、成年被後見人が成年被後見人のために相続の開始があったことを知った日から起算する。
2. 遺留分を有する者は、相続開始前において、遺留分の放棄をすることができる。
3. 相続人が熟慮期間中に他の相続人とともに、相続財産に含まれる建物について、屋根の雨漏りの修繕工事をした場合であっても、単純承認をしたものとはみなされない。
4. 相続人のうち1人が、相続人全員が限定承認をする前に相続の放棄をした場合、他の相続人は限定承認をすることができない。

(問題6)

(設問F) 認知に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 父が子を認知する場合、父が成年被後見人であっても、成年被後見人の同意は不要である。
2. 父の相続開始後に認知によって相続人となった子は、他の共同相続人に対して、すでに行われた遺産分割の無効を主張してやり直しを求めることができる。
3. 子が父に対して認知の訴えを提起した後で父が死亡した場合、当該訴訟は終了する。
4. 父の死亡後に、冷凍保存されていた父の精子を用いた人工生殖により母が懐胎し、子を出産した場合、父と子との間に法律上の親子関係が生じる。

(問題7)

(設問G) 養子に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 配偶者のある18歳の成年者は、普通養子縁組により養親となることができる。
2. 養子に普通養子縁組前に出生した子がいる場合、当該普通養子縁組前に出生した子は、当該普通養子縁組により、養親との間に法定血族関係が生じる。
3. 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を6ヵ月以上の期間、監護した状況を考慮しなければならない。
4. 特別養子縁組の離縁は、養子、養親および実親の協議によりすることができる。

(問題8)

(設問H) 配偶者居住権に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、配偶者居住権の要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の配偶者が居住していた建物が、相続開始時に被相続人とその子との共有である場合、配偶者は配偶者居住権を取得することはできない。
2. 配偶者居住権を有する配偶者が、居住建物の所有者の承諾を得ずに改築等をした場合、一定の要件の下、居住建物の所有者は、配偶者居住権を消滅させることができる。
3. 配偶者居住権を有する配偶者は、配偶者居住権の存続期間において、配偶者居住権を譲渡することができない。
4. 配偶者居住権を有する配偶者は、相続開始前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用等を行わなければならないが、相続開始前において居住の用に供していなかった部分を居住の用に供することはできない。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 自筆証書遺言等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、遺言書保管所とは、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」に定める遺言書保管所をいうものとする。

1. 自筆証書遺言により遺言をするには、遺言者が遺言内容および日付ならびに氏名を自書しなければならないが、自筆証書遺言書に添付する財産目録についてはパソコンで作成することもでき、その各頁に氏名が印字され、これに押印されていれば有効である。
2. 疾病等により死亡の危急が迫った者が遺言をしようとする場合、遺言者が遺言の趣旨を口授し、証人がその内容を書面化する遺言の方式（一般危急時遺言）があるが、この遺言の方式では、家庭裁判所に請求して遺言の確認を得れば、検認の請求は不要である。
3. 遺言書保管所に自筆証書遺言書の保管を申請する場合、遺言者本人が遺言書保管所へ出頭しなければならないが、疾病等で出頭が困難な場合であっても、弁護士等の代理人が出頭することは認められていない。
4. 自筆証書遺言書が遺言者の自宅に保管されていた場合、自筆証書遺言書の保管者または自筆証書遺言書を発見した相続人が、その遺言書について家庭裁判所の検認を受けなかったときは、その自筆証書遺言書は無効となる。

(問題10)

(設問B) 遺言の法律上の効力に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、遺言書の要件を満たしているものとする。

1. 被相続人が、祖先の祭祀の主権者として妻を指定する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
2. 被相続人が、自己を保険契約者（保険料負担者）および被保険者とする生命保険契約について死亡保険金受取人を妻から長男へ変更する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
3. 被相続人が、遺言時点で16歳である三男が成年に達するまで遺産分割を行うことを禁止する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
4. 被相続人が、自己の債務のすべての負担者として長男を指定する遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。

(問題 1 1)

(設問C) 遺言執行者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 遺言により遺言執行者として指定された者に、その就職を承諾する義務はない。
2. 遺言執行者が選任されている場合、相続人が遺言に反して財産を処分した行為は、原則として無効となる。
3. 遺言執行者がその任務を怠ったときは、相続人等の利害関係人は、遺言執行者への意思表示によりその職を解任することができる。
4. 遺言執行者は、預貯金の全部を共同相続人の1人または数人に承継させる旨の遺言（特定財産承継遺言）があった場合、金融機関に対して預貯金に係る契約の解約を申し入れることができる。

(問題 1 2)

(設問D) 成年後見登記制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法定後見において、保佐人または補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為についての登記がなされる。
2. 法定後見において、成年被後見人が死亡した場合、家庭裁判所書記官の囑託により終了の登記がなされる。
3. 任意後見契約に係る登記事項に変更があった場合の変更の登記は、東京法務局（本局）のほか、任意後見契約の本人の住所地を管轄する地方法務局へ申請することができる。
4. 任意後見監督人の選任の審判が行われた場合、任意後見人または任意後見監督人はその旨の登記を申請しなければならない。

(問題 1 3)

(設問 E) 成年後見制度に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 遺言書を作成した者が、その後、認知症等になったことにより成年被後見人として登記された場合、その遺言書は (ア) である。
- ・ 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人の居住の用に供されている不動産を売却する場合、(イ) の許可を得なければならない。
- ・ 任意後見契約書は公正証書で作成しなければならず、証人の立会いは (ウ) である。
- ・ 任意後見監督人の選任前においては、本人または任意後見受任者は、(エ)、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|-------------------|
| 1. (ア) 有効 | (イ) 家庭裁判所 | (ウ) 不要 | (エ) いつでも |
| 2. (ア) 無効 | (イ) 家庭裁判所 | (ウ) 2人以上必要 | (エ) 正当な事由がある場合に限り |
| 3. (ア) 有効 | (イ) 成年後見監督人 | (ウ) 不要 | (エ) 正当な事由がある場合に限り |
| 4. (ア) 無効 | (イ) 成年後見監督人 | (ウ) 2人以上必要 | (エ) いつでも |

(問題 1 4)

(設問 F) 遺産分割協議等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 遺産分割協議の成立後、新たに遺産に属する財産が発見された場合、すでに成立した分も含めて遺産分割協議をやり直さなければならない。
2. 転出により外国に在留しているため日本での住民登録がない場合、遺産分割協議の成立後に不動産の相続登記の申請をするときは、印鑑登録証明書に代えて、居住地国の日本の在外公館で発給された署名証明を添付することができる。
3. 共同相続人全員が合意した場合であっても、遺留分を有する相続人の遺留分を侵害した内容の遺産分割協議は無効である。
4. 遺産分割協議の成立後、他の相続人から強迫を受けてその遺産分割協議を成立させる意思表示をした者がいることが判明した場合、その遺産分割協議は当然に無効となるため、遺産分割協議をやり直さなければならない。

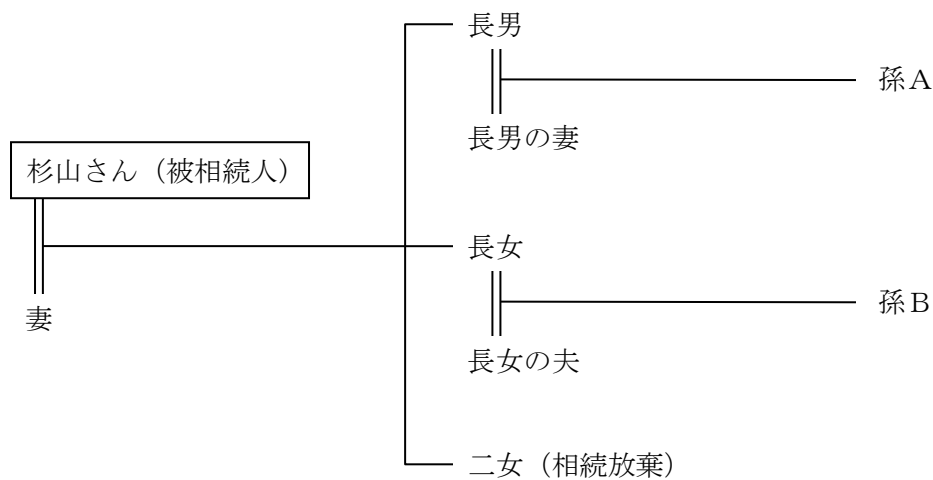
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

杉山雅夫さん（以下「杉山さん」という）は、2023年4月10日に鳥取県内の病院で死亡した。杉山さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、杉山さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、杉山さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 妻、長男、長女および孫Aは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。
- ・ 二女は、杉山さんの相続について、相続の放棄をしており、遺贈によっても財産を取得していない。

(問題15)

(設問A) 相続人等が杉山さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
2018年 8月	長男	有価証券	4,000千円	—
2018年10月	孫A	有価証券	5,000千円	(注1)
2021年 9月	二女	現金	2,000千円	—
2022年 3月	妻	現金	300千円	(注2)

(注1) この贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択している。

(注2) この贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であったため、贈与税の申告および納付はしていない。

1. 5,000千円
2. 5,300千円
3. 7,300千円
4. 11,300千円

(問題16)

(設問B) 杉山さんの死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を一時金で受け取った。これらの金額のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
MO保険	死亡保険金	杉山さん	杉山さん	長男	5,000千円
MP保険	死亡保険金	妻	杉山さん	妻	7,000千円
MQ保険	死亡保険金	杉山さん	杉山さん	妻	20,000千円
MR保険	死亡保険金	杉山さん	杉山さん	二女	15,000千円

1. 0円
2. 4,000千円
3. 10,000千円
4. 10,125千円

(問題 17)

(設問C) 妻は、杉山さんの死亡により、杉山さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金等を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、杉山さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額600千円であり、杉山さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	22,000千円	退職金規程に基づくものであり、2023年4月20日に支給額が確定し、2023年4月25日に支払われた。
弔慰金	4,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2023年4月25日に支払われた。
給与	600千円	給与規程に基づく2023年4月分の給与（支給期4月25日）であり、2023年4月25日に支払われた。

1. 2,400千円
2. 3,000千円
3. 6,000千円
4. 6,600千円

(問題18)

(設問D) 杉山さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または特定遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。杉山さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
固定資産税	300千円	長男	(注1)
銀行借入金	1,000千円		(注2)
準確定申告の所得税	800千円	妻	(注3)
保証債務	700千円		(注4)
葬式費用	3,300千円		(注5、注6)

(注1) 2023年度分の固定資産税で、杉山さんの相続開始時における未納額である。

(注2) 杉山さんが生前に自動車を購入した際の銀行借入金の相続開始時における未返済額である。

(注3) 相続人の責めに帰すべき事由により期限後申告となったことに伴い納付した延滞税および無申告加算税100千円が含まれている。

(注4) 杉山さんが友人(主たる債務者)の借入金の連帯保証人になったことによる保証債務であり、その友人は、債務弁済が可能な資力を有している。

(注5) 妻は香典収入300千円を取得し、その全額を葬式費用の支払いに充てている。なお、葬式費用には、四十九日法要に要した費用500千円が含まれている。

(注6) 杉山さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 4,800千円
2. 4,900千円
3. 5,300千円
4. 5,500千円

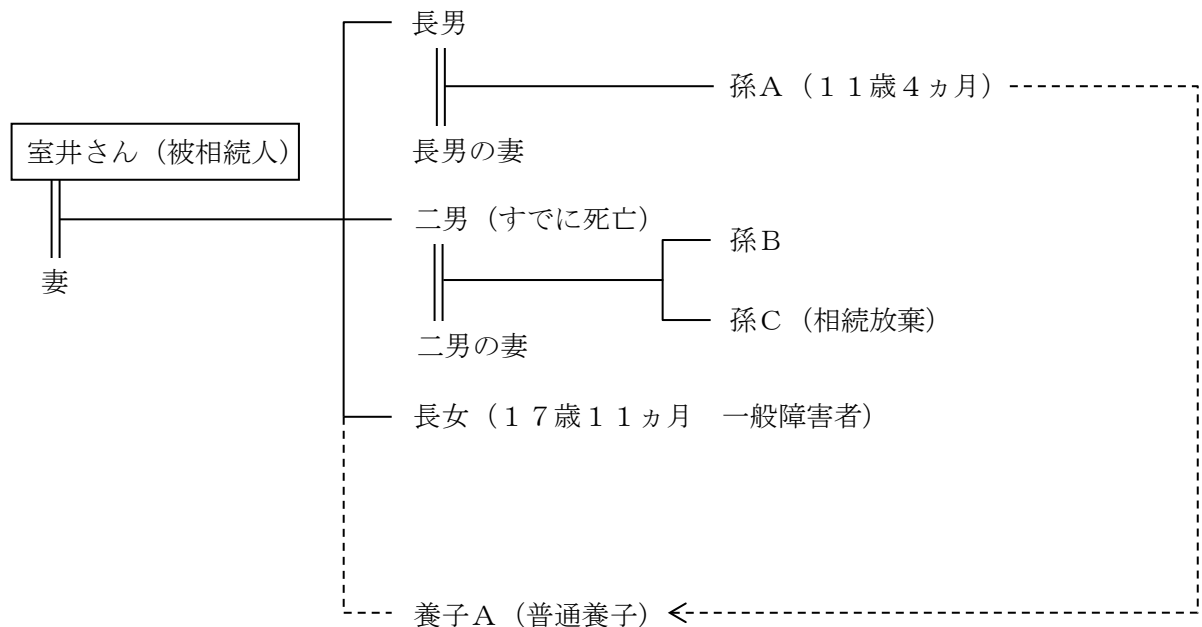
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

室井純二さん（以下「室井さん」という）は、2023年5月20日に東京都内の病院で死亡した。室井さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、室井さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、室井さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はおらず、各設問間に関連はないものとする。

[相続人等関係図]



- ・ 年齢は相続開始時点のものである。
- ・ 室井さん夫婦は、2020年12月に孫Aを普通養子としている。
- ・ 孫Cは、室井さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長男、長女、養子A（孫A）、孫Bおよび孫Cはいずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

(問題19)

(設問A) 室井さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

(問題20)

(設問B) 室井さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が540,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 120,000千円
2. 140,500千円
3. 143,750千円
4. 147,500千円

(問題 2 1)

(設問C) 障害者控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、適用要件を満たしているものとし、過去に障害者控除の適用を受けたことはなく、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続の放棄をした者が遺贈により財産を取得した場合、その者は障害者控除の適用を受けることができる。
2. 相続または遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税制度適用者は、相続時精算課税制度の選択に係る特定贈与者が死亡した場合の相続税の申告において、障害者控除の適用を受けることができる。
3. 相続税の申告期限において財産の全部または一部が未分割である場合、当該未分割財産を取得した者は障害者控除の適用を受けることはできないが、一定の要件の下、申告期限から3年以内に分割されたときは、その分割がされた時に適用を受けることができる。
4. 障害者控除額が、その者に係る相続税の算出税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額について、その者の扶養義務者の相続税の算出税額から控除することができる。

(問題 2 2)

(設問D) 相次相続控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、被相続人の相続開始前10年以内に開始した相続を「第1次相続」、被相続人に係る相続を「第2次相続」という。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相次相続控除額の計算の基礎となる第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産には、第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で、相続時精算課税制度の適用を受けたものは含まれない。
2. 相次相続控除額が算出相続税額を超える場合、その超える部分の金額については還付を受けることができる。
3. 第2次相続に係る被相続人の相続人が相続の放棄をした場合であっても、その者が遺贈により財産を取得した場合、相次相続控除の適用を受けることができる。
4. 第2次相続に係る被相続人が、第1次相続において相続により財産を取得し、配偶者に対する相続税額の軽減の適用により相続税額が算出されなかった場合、第2次相続に係る被相続人の相続人は、相次相続控除の適用を受けることができない。

問5

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の申告期限までに、遺産分割協議が成立せず、相続財産の全部または一部が共同相続人によって分割されていない場合、各相続人等が民法に規定する相続分（寄与分を除く）または包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税額を計算し、その申告期限までに相続税の申告書を提出する。
2. 相続税の申告書を提出すべき者が、その提出期限前に納税管理人の届出をしたうえで日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合、その住所および居所を有しないこととなる日までに相続税の申告書を提出しなければならない。
3. 被相続人甲についての相続税の申告書を提出すべき乙が、その申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合、乙の相続人は、乙の相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、甲についての相続税の申告書を提出しなければならない。
4. 相続税の申告書には、被相続人の個人番号（マイナンバー）を記載する必要はない。

(問題24)

(設問B) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 延納により金銭で納付することを困難とする事由がないことを理由として物納申請が却下された場合、その物納申請者は、物納申請が却下された相続税額について、延納の申請をすることはできない。
2. 相続税の延納の担保として提供できる財産は、延納申請者が相続または遺贈により取得した財産に限られ、他の共同相続人等が相続または遺贈により取得した財産は含まれない。
3. 相続税の延納を申請する場合、原則として、延納税額および利子税の額に相当する担保を提供しなければならないが、延納税額が1,000千円以下または延納期間が3年以下のいずれかであるときは担保の提供は不要である。
4. 延納申請期限までに担保提供関係書類を提出することができない場合、その延納申請者は、所定の届出をすることにより、1回につき3ヵ月を限度として、最長6ヵ月まで担保提供関係書類の提出期限を延長することができる。

(問題 25)

(設問C) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 物納申請した財産が管理処分不適格財産に該当するとして物納申請が却下された場合、その物納申請者は、物納申請の却下通知を受け取った日の翌日から20日以内に1回に限り、他の財産による物納の再申請をすることができる。
2. 延納の許可を受けた者について、延納条件の履行が困難になった場合に認められる特定物納に係る財産の収納価額は、原則として、特定物納申請書を提出した時の価額による。
3. 物納の許可を受けた相続税額を超える価額の土地（棚卸資産ではない）を物納した場合において、金銭により還付されるその土地の超過物納部分については、譲渡所得として所得税の課税対象となる。
4. 物納申請者が物納申請を自ら取り下げた場合、相続税の納期限または納付すべき日の翌日からその物納申請を取り下げた日までの期間については、利子税を納付しなければならない。

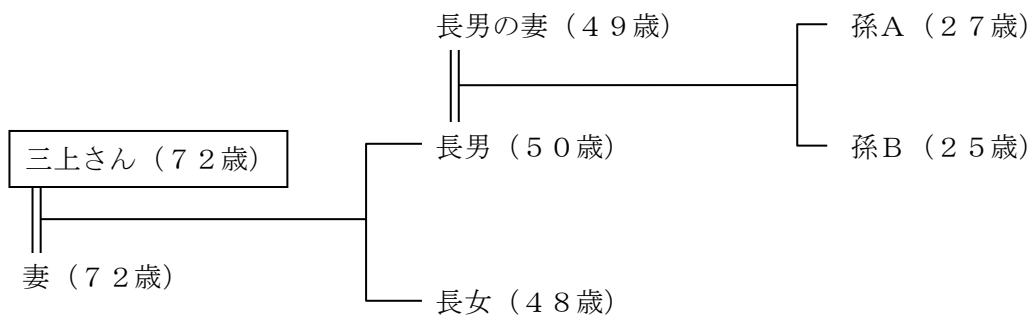
問6

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

三上正夫さん（以下「三上さん」という）とその親族は、財産の贈与について検討している。三上さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、三上さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、三上さんおよびその親族の所有財産はすべて日本国内にある。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2023年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(注) 「18歳以上の者」とあるのは、2022年3月31日以前の贈与により財産を取得した者の場合、「20歳以上の者」

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円 以下	10%	—
2,000千円 超 3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超 4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超 6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超 10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超 15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超 30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超	55%	4,000千円

(問題26)

(設問A) 孫Aが2023年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫Aが納付すべき2023年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫Aは直系尊属から贈与を受けた場合の各種非課税の特例の適用を受けないものとする。また、孫Aは三上さんからの贈与についてのみ相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2023年1月	長女	現金	1,500千円	—
2023年2月	妻	現金	4,500千円	—
2023年4月	三上さん	建物・敷地	35,000千円	(注)
2023年5月	株式会社QA	懸賞賞金	1,000千円	—

(注) 孫Aは、この贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 2,450千円
2. 2,680千円
3. 2,715千円
4. 7,715千円

(問題 27)

(設問B) 妻が2023年中に三上さんから以下の財産の贈与を受けた場合、妻が納付すべき2023年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、三上さんが持分のすべてを所有していたものとする。また、妻は贈与税の配偶者控除の適用を受けることとし、その適用要件はすべて満たしているものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
建物の持分 50%	9,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地全体の価額である。 建物は事務所併用住宅であり、居住用部分には三上さん夫婦が居住している。 建物および宅地ともに居住用部分の割合は90%であり、宅地は上記建物の敷地である。
宅地の持分 50%	25,000千円	
現金	3,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 妻は、全額を上場株式の購入資金に充てた。

1. 0円
2. 190千円
3. 470千円
4. 760千円

(問題 28)

(設問C) 孫Bが2023年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫Bが納付すべき2023年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件を満たしており、「省エネ等住宅」を取得した場合の非課税限度額までその適用を受けるものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
三上さん	現金	40,000千円	<ul style="list-style-type: none"> 全額を自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充てている。 初めて相続時精算課税制度を選択するものとする。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるものをいう。

1. 1,000千円
2. 2,000千円
3. 3,000千円
4. 6,000千円

(問題29)

(設問D) 孫Aが2023年中に三上さんから財産の贈与を受け、相続時精算課税制度(以下「本制度」という)を選択した場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 三上さんの相続開始時において、孫Aが長男を代襲して相続人になっていない場合、孫Aは相続税額の2割加算の対象となる。
2. 三上さんから贈与を受けた財産の価額(相続税評価額)が、贈与時よりも三上さんの相続開始時の方が低くなった場合、三上さんの相続開始時の相続税の課税価格は、本制度を選択しない場合に比べて高くなる。
3. 三上さんから贈与を受けた財産は、三上さんの相続開始時に相続税の課税価格に算入されるものであっても、小規模宅地等の特例の適用を受けることができない。
4. 三上さんが孫Aへの贈与後、3年以内に死亡した場合、相続税の課税価格の計算上、三上さんから贈与を受けた財産から債務控除をすることはできない。

問7

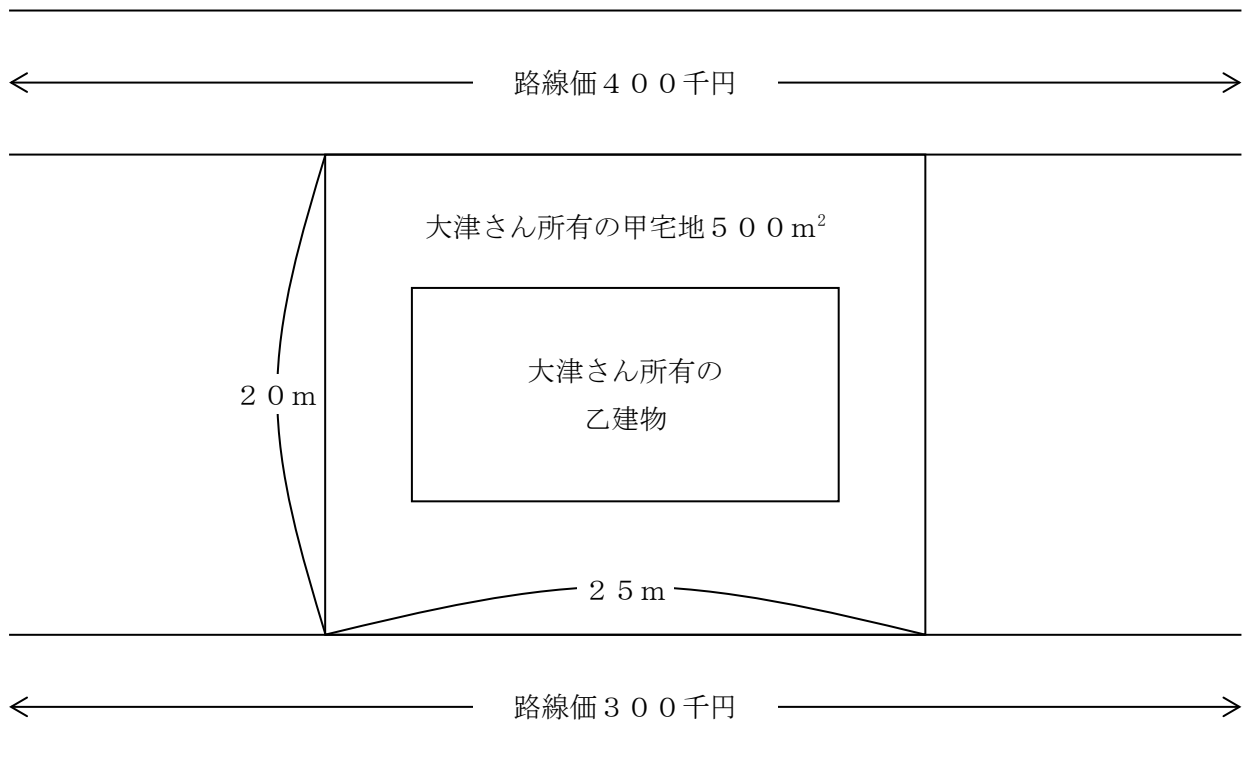
次の設例に基づき、不動産の相続税評価および相続税の課税価格に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

大津慎二さん（以下「大津さん」という）は、2023年5月15日に死亡した。大津さんの相続開始時の不動産の状況等は以下のとおりである。なお、大津さんの相続に係る相続人は妻および長男の2人である。また、各設問間に関連はないものとする。

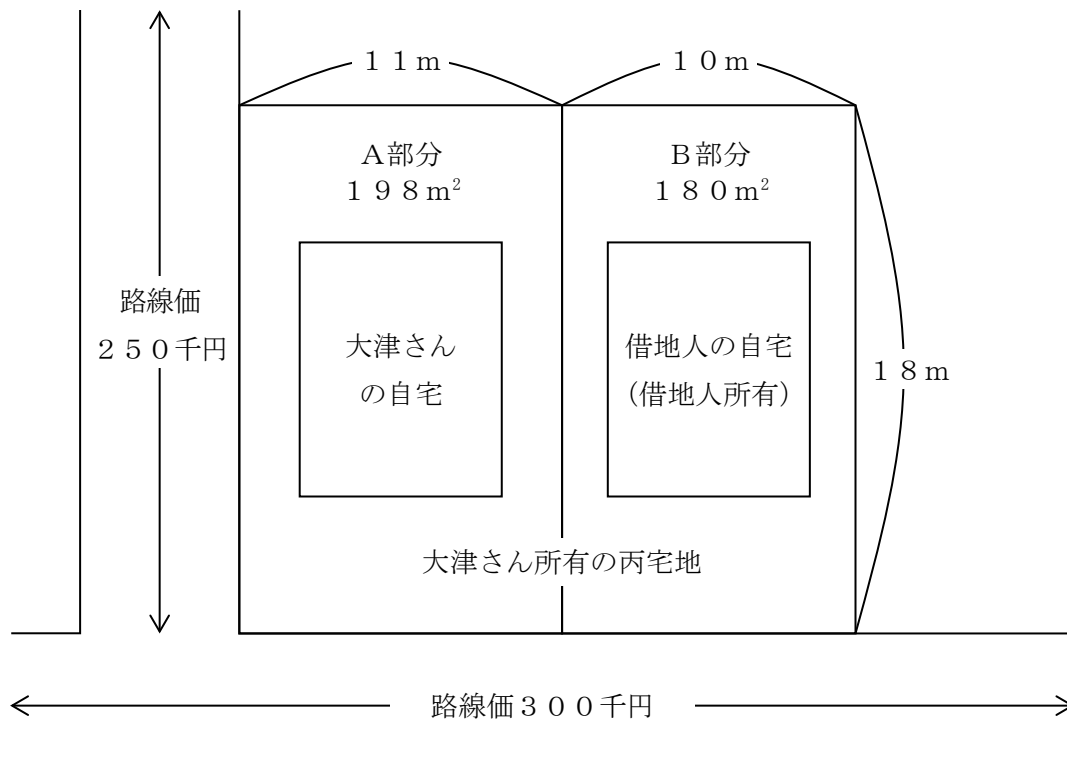
[不動産の状況]

(1) 甲宅地および乙建物



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行12m以上32m未満） 1.00
- ・ 二方路線影響加算率 0.05
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 大津さんは、甲宅地に乙建物（自己が営む飲食店の店舗兼賃貸用アパート）を建築し、賃貸用アパート部分については第三者に適正な賃料で賃貸している。
- ・ 甲宅地は、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。また、甲宅地は地積規模の大きな宅地には該当しない。

(2) 丙宅地の状況



- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02
- ・ その他の補正率については考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 丙宅地は、A部分およびB部分の2筆からなり、借地権の設定の対価として権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ A部分には、大津さん所有の自宅建物があり、大津さんおよび大津さんの妻が居住の用に供している。
- ・ B部分は、20年前から大津さんが第三者（大津さんの親族ではない）に建物所有を目的とする賃貸借契約により賃貸しており、B部分には当該第三者所有の建物がある。また、大津さんは借地権の設定の対価として通常のコリ金を収受し、通常のコリ代を収受している。

(3) 貸付事業用宅地等がある場合の小規模宅地等の特例に係る限度面積の算式

$$I \times 200 / 400 + II \times 200 / 330 + III \leq 200 \text{ m}^2$$

I : 特定事業用宅地等の面積

II : 特定居住用宅地等の面積

III : 貸付事業用宅地等の面積

(問題30)

(設問A) 大津さんの相続により、長男が甲宅地を取得した場合、甲宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、大津さんの相続開始時の乙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[乙建物の床面積等の状況]

乙建物の総床面積：1,100 m²

乙建物の各独立部分の床面積の合計：1,000 m²

飲食店の店舗部分の床面積：100 m²

賃貸されている独立部分の床面積の合計：720 m²

賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：180 m²

※一時的な空室とは認められない。

1. 139,264,000円
2. 177,246,500円
3. 180,608,000円
4. 183,297,200円

(問題31)

(設問B) 大津さんの相続により、長男が乙建物を取得した場合、乙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の乙建物の固定資産税評価額は25,000千円であり、乙建物の床面積等の状況は（問題30）のとおりであるものとする。

1. 18,925,000円
2. 19,600,000円
3. 20,140,000円
4. 21,760,000円

(問題32)

(設問C) 大津さんの相続により、妻が丙宅地のA部分、B部分および大津さんの自宅建物を取得した場合、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の大津さんの自宅建物の固定資産税評価額は、12,000千円であるものとし、小規模宅地等の特例については、妻の相続税の課税価格に算入すべき価額が最も少なくなるように選択して適用を受けるものとする。また、他の相続人の小規模宅地等の特例の選択は考慮しないものとし、小規模宅地等の特例について、限度面積以外の適用要件は満たしているものとする。

1. 40,977,000円
2. 45,657,000円
3. 49,377,000円
4. 58,617,000円

(問題33)

(設問D) 被相続人の居住の用に供されていた宅地等（以下「宅地等」という）の小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人と同居していた配偶者が相続により宅地等を取得後、当該宅地等を相続税の申告期限までに売却した場合、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができない。
2. 被相続人と別居していた配偶者が相続により宅地等を取得した場合、当該宅地等を相続税の申告期限までに自らの居住の用に供したときに限り、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
3. 被相続人と同居していた子が相続により宅地等を取得後、当該宅地等を相続税の申告期限までに貸家の敷地の用に転用した場合であっても、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。
4. 被相続人と同居していた子が遺贈により宅地等を取得した場合、その子が相続の放棄をした場合であっても、当該宅地等について、本特例の適用を受けることができる。

問8

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題34)

(設問A) 2023年5月5日に死亡した長谷川さんが保有していたMA株式会社(以下「MA社」という)の株式(上場株式) 1,000株を相続人等が取得した場合、その株式の相続税評価額として、正しいものはどれか。

[MA社の株価の状況]

区分	株価
2023年2月の毎日の最終価格の月平均額	305円
2023年3月の毎日の最終価格の月平均額	299円
2023年4月の毎日の最終価格の月平均額	298円
2023年5月の毎日の最終価格の月平均額	302円
2023年5月2日(火)の最終価格	300円
2023年5月3日(水)の最終価格	取引なし
2023年5月4日(木)の最終価格	取引なし
2023年5月5日(金)の最終価格	取引なし
2023年5月6日(土)の最終価格	取引なし
2023年5月7日(日)の最終価格	取引なし
2023年5月8日(月)の最終価格	200円

(注) MA社の配当金交付基準日は2023年5月9日(火)であり、2023年5月8日(月)は配当落ちの日となっている。

1. 200,000円
2. 250,000円
3. 298,000円
4. 300,000円

(問題35)

(設問B) 2023年1月19日に死亡した有馬さんが保有していた以下の米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況は以下のとおりである。この米ドル建て外貨普通預金を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、既経過利子については考慮しないものとする。

[米ドル建て外貨普通預金および外国為替相場の状況]

課税時期現在の預入高	30,000米ドル
預入時のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=125.00円
課税時期現在のTTS (対顧客直物電信売相場)	1米ドル=142.85円
課税時期現在のTTB (対顧客直物電信買相場)	1米ドル=140.85円
課税時期現在のTTM (対顧客直物電信売買相場の仲値)	1米ドル=141.85円

(注) 有馬さんはこの外貨普通預金について、為替予約は締結していない。

1. 3,750,000円
2. 4,225,500円
3. 4,255,500円
4. 4,285,500円

(問題36)

(設問C) 2023年2月14日に死亡した山田さんは、MB生命保険会社と以下の生命保険契約を締結していた。この生命保険契約に関する権利を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、解約返戻金について、源泉徴収されるべき所得税はないものとし、山田さんの相続に係る相続税額の計算上、法定相続人の数は3人であるものとする。

[MB生命保険会社との生命保険契約の状況]

保険契約者 (保険料負担者)	山田さん
被保険者	山田さんの妻
相続開始時の解約返戻金額	4,000千円
相続開始時の前納保険料の金額	1,200千円
相続開始時の契約者貸付金額	300千円
相続開始時の剰余金の分配額	50千円

1. 0円
2. 4,000千円
3. 4,950千円
4. 5,250千円

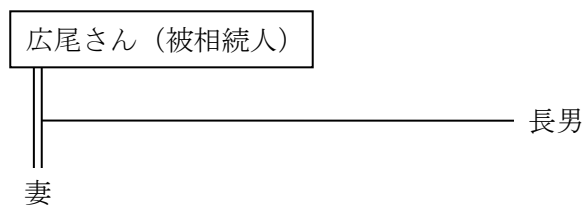
問9

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

広尾忠司さん（以下「広尾さん」という）は、2023年5月1日にX国（日本ではない外国）の自宅で死亡した。広尾さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図および国籍に関する事項]



※広尾さん、妻および長男は日本国籍を有しており、日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[住所地等に関する事項]



※一時居住者に該当する期間はないものとする。

[各相続人が相続により取得した財産等]

相続人	相続財産等	財産の価額	備考
妻	Z A生命保険（本店X国）からの死亡保険金（大阪支店で契約）	20,000千円	(注1)
	X国所在の自宅マンション	5,000千円	(注2)
	Z B銀行（本店東京）本店の普通預金	7,000千円	
長男	Z C銀行（本店X国）本店の普通預金	15,000千円	
	Z D社（本社大阪）に対する貸付金債権	4,000千円	

(注1) 財産の価額は生命保険金等の非課税金額控除前の受取金額である。また、死亡保険金に係るZ A生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも広尾さんである。なお、保険金額は25,000千円であったが、契約者貸付金5,000千円が控除されて支払われている。

(注2) 財産の価額は相続開始時の相続税評価額である。

[広尾さんから各相続人への生前贈与財産]

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続時の相続税評価額
2021年1月	長男	Z C銀行（本店X国）本店の定期預金	5,000千円	5,000千円
2021年2月		Z D社（本社大阪）が発行する株式	4,500千円	4,000千円

[債務および葬式費用等]

- ・ X国所在の自宅マンションの購入に係るZ B銀行（本店東京）本店からの借入金5,000千円は妻が承継した。
- ・ 広尾さんの事業の運転資金に係るZ C銀行（本店X国）本店からの借入金10,000千円は長男が承継した。
- ・ 広尾さんの葬式費用（通常の費用）4,000千円は、妻および長男が2,000千円ずつ負担した。

(問題37)

(設問A) 広尾さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

1. 7,000千円
2. 10,000千円
3. 12,000千円
4. 17,000千円

(問題38)

(設問B) 広尾さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 7,000千円
2. 8,500千円
3. 11,500千円
4. 16,500千円

(問題 39)

(設問C) 非居住無制限納税義務者および制限納税義務者に対する相続税および贈与税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続税の計算上、非居住無制限納税義務者は、未成年者控除の適用は受けることができるが、障害者控除の適用を受けることはできない。
2. 相続税の計算上、制限納税義務者は、相続税の納付について、延納の許可は受けることができるが、物納の許可を受けることはできない。
3. 贈与税の計算上、制限納税義務者は、「住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税制度の特例」の適用を受けることができない。
4. 贈与税の計算上、非居住無制限納税義務者は、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けることができる。

(問題 40)

(設問D) 相続税の申告書の提出先に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が非居住制限納税義務者である場合、その相続人が自ら定めた納税地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
2. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内にあり、相続人が非居住無制限納税義務者である場合、被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
3. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内になく、相続人が居住無制限納税義務者である場合、その相続人の住所地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。
4. 被相続人の死亡の時ににおける住所地が国内になく、相続人が非居住制限納税義務者である場合、その相続人が自ら定めた納税地の所轄税務署長へ相続税の申告書を提出する。

(問題 4 1)

(設問 E) 2023 年中に贈与を受けた国外財産の価額等が以下のとおりである場合、2023 年分の贈与税額から控除することができる外国税額控除額として、正しいものはどれか。なお、贈与を受けた者は無制限納税義務者であり、記載のない事項については、贈与税の外国税額控除の適用要件を満たしているものとし、日米相続税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

贈与を受けた国外財産の価額	1,000 千円
上記国外財産に対して、外国で課された贈与税に相当する税額	150 千円
贈与を受けた国内財産の価額	3,000 千円
2023 年分の外国税額控除前の贈与税額	335 千円

1. 37,500 円
2. 50,000 円
3. 83,750 円
4. 150,000 円

問10

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

T A株式会社（以下「T A社」という）およびT B株式会社（以下「T B社」という）の代表取締役社長である飯田悦郎さん（以下「飯田さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。T A社およびT B社に関する状況等は以下のとおりである。なお、飯田さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、飯田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[T A社およびT B社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	T A社		T B社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
飯田さん	代表取締役	7,000株	70%	900株	90%
飯田さんの長男	取締役	1,500株	15%	100株	10%
飯田さんの妻	—	1,500株	15%	0株	0%
合計		10,000株	100%	1,000株	100%

●資本金等の状況

会社名	T A社		T B社		
資本金等の額	12,000千円		60,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	14,400円		30,000円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	288,000千円	152,180千円	150,000千円	48,000千円
	相続税評価額	294,000千円	152,180千円	120,000千円	48,000千円
1株当たりの配当金額 (普通配当)	直前期	年180円	直前期	年0円	
	直前々期	年120円	直前々期	年0円	

●会社区分等

- ・ T A社およびT B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ T A社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.90）に該当する。
- ・ T B社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ T A社は特定の評価会社に該当しないが、T B社は土地保有特定会社に該当する。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A - B) - (C - D)」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合		中心的な同族株主
	その他の株主				
同族株主以外の株主				配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		
			中心的な株主が いる場合		役員である株主また は役員となる株主
	その他の株主				
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主				配当還元 方式	

(問題 4 2)

(設問A) 現時点で飯田さんに相続が開始し、飯田さんの保有するT A社の株式のすべてを飯田さんの長男が相続により取得した場合、長男の相続税の課税価格の計算上、T A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 12,960円
2. 13,960円
3. 14,356円
4. 14,400円

(問題 4 3)

(設問B) 飯田さんが保有するT A社の株式250株をT A社の役員(飯田さんの親族ではない)に贈与した場合、贈与を受けたT A社の役員の贈与税の課税価格の計算上、T A社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 600円
2. 1,500円
3. 1,800円
4. 13,680円

(問題 4 4)

(設問C) 現時点で飯田さんに相続が開始し、飯田さんの保有するT B社の株式のすべてを飯田さんの妻が相続により取得した場合、妻の相続税の課税価格の計算上、T B社の1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 51,000円
2. 72,000円
3. 90,900円
4. 102,000円

(問題45)

(設問D) 飯田さんは、後継者である長男に、T A社またはT B社の株式について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(以下「特例措置」という)の適用を受ける贈与をすることを検討している。特例措置に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 特例措置の適用を受ける場合、2024年3月31日までに都道府県知事に特例承継計画を提出し、その確認を受けなければならない。
2. 特例承継計画について都道府県知事の確認を受けた場合、飯田さんには、特例措置の適用期限内に株式の贈与をする義務が生じる。
3. 飯田さんが、特例措置の適用を受ける贈与後、贈与税の納税猶予期間中に死亡した場合、その贈与に係る株式について「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けようとするときは、改めて都道府県知事の確認を受ける必要はない。
4. 特例措置の対象となる株式の数は総株式数の3分の2までであり、その納税猶予割合は80%である。

(問題46)

(設問E) 飯田さんは、後継者である長男にT A社の株式を贈与し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)の適用を受けることを検討している。本特例に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. T A社が小売業を主たる事業として営んでいた場合、相続開始時において、増資により資本金が5,000万円を超え、常時使用する従業員数が40人となったときであっても、本特例の対象となる中小企業者に該当する。
2. 本特例の適用を受けるための家庭裁判所に対する遺留分の算定に係る合意の許可の申立ては、経済産業大臣の確認を受けた長男が、その確認を受けた日から1ヵ月以内に行わなければならない。
3. 本特例の適用を受けるためには、長男がT A社の代表取締役となり、飯田さんは長男に対して3,500株(議決権割合35%)を超える株式を贈与しなければならない。
4. 本特例における除外合意または固定合意について家庭裁判所の許可を受けた後に、飯田さんが推定相続人ではない親族の子と普通養子縁組をした場合であっても、その除外合意または固定合意は効力を失わない。

(問題 4 7)

(設問 F) T A 社が譲渡制限会社（会社法に規定する公開会社でない株式会社）である場合の譲渡制限株式等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、T A 社は取締役会設置会社ではないものとする。

1. T A 社は、定款で定めることにより、相続により譲渡制限株式を取得した者に対して、その相続が開始した日から 1 年以内に限り、その株式の売渡請求をすることができる。
2. T A 社が、相続人が相続により取得した譲渡制限株式を売渡請求により買い取る場合、同社が対価として交付する金銭等の帳簿価額の総額は、その取得の日における分配可能額を超えることはできない。
3. T A 社が譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合、原則として、株主総会の決議により承認または不承認の決定をし、その請求の日から 2 週間以内にその決定内容を請求者へ通知しなければならないが、この通知をしなかったときは原則として、承認をする決定をしたものとみなされる。
4. T A 社が、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式（議決権制限株式）を発行し、その議決権制限株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えた場合であっても、その議決権制限株式の数を 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとる必要はない。

(問題 4 8)

(設問 G) 中小企業庁が公表した「2022年版 中小企業白書」に基づく次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

- ・ 年代別の中小企業の経営者年齢の分布をみると、2015年には経営者年齢の最も多い層は「65歳～69歳」であったが、2020年には経営者年齢の（ア）している。
- ・ 後継者不在企業の割合の推移をみると、2017年から2021年にかけて（イ）傾向にある。
- ・ 中小企業におけるM&Aの実施状況について、中小企業のM&Aの仲介を手掛ける、全国に設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの成約件数をみると、（ウ）傾向にある。
- ・ M&Aの相手先（売り手）の経営者年齢をみると、（エ）の割合が最も高い。

- | | | | |
|--------------------|--------|--------|----------|
| 1. (ア) 多い層が分散 | (イ) 微減 | (ウ) 増加 | (エ) 60歳代 |
| 2. (ア) 最も多い層が更に高齢化 | (イ) 微増 | (ウ) 増加 | (エ) 40歳代 |
| 3. (ア) 多い層が分散 | (イ) 微増 | (ウ) 減少 | (エ) 60歳代 |
| 4. (ア) 最も多い層が更に高齢化 | (イ) 微減 | (ウ) 減少 | (エ) 40歳代 |

(問題 49)

(設問H) 中小企業庁が公表した「中小M&Aガイドライン (令和2年3月)」に基づく中小M&Aに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 事業が小規模であったり赤字や債務超過であっても、譲り渡し側経営者が気付いていなかった事業の価値を譲り受け側が高く評価し、M&Aの成約に至るケースもある。
2. 事業をM&Aにより存続させることにより、従業員の職場を残して雇用の受皿を守ることができ、また、取引先との取引関係を継続させることができれば、地域のサプライチェーンの維持にも資することになる。
3. M&Aの影響が直接及ぶ社内の役員および従業員に対しては、M&Aによる事業譲り渡しの計画を可能な限り早めに (遅くとも最終契約締結前に) 知らせるべきである。
4. デュー・ディリジェンス (DD) とは、主に譲り受け側が、譲り渡し側の財務・法務・ビジネス (事業)・税務等の実態について、専門家を活用して調査する工程である。

(問題 50)

(設問I) 信託 (信託法に規定する信託をいう) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特許権や著作権などの無形の知的財産権であっても、信託財産とすることができる。
2. 委託者と受益者が異なる他益信託の場合、一定の信託を除き、受益者となる者が適正な対価を負担しないときは、信託の効力が生じた時において、受益者はその信託に関する権利を委託者から贈与により取得したものとみなされる。
3. 遺言による信託の場合、委託者が死亡したときは、原則として委託者の相続人は相続により委託者の地位を承継する。
4. 信託の内容の変更は、原則として、委託者、受託者および受益者の合意によってすることができる。